



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 永 井 正 美
幹 事 西 澤 吉 樹 会 報 委 員 長 村 上 武 史

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2161

2013-11-29

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
http://www.osaka-johnan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

ENGAGE ROTARY CHANGE LIVES

ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を

2013-2014年度国際ロータリー会長 ロン D. パートン

本日の例会 11月29日(第5例会)

- 卓話 「次世代ロボットの法律問題について」
実用化が近い次世代ロボットの直面する法律問題は何か、日本のロボット開発はなぜ遅れているのか、についてお話しします。

小林正啓会員

次週のお知らせ 12月6日(第1例会)

- 例会時間変更 17:45 ~ 18:00
終了後年次総会
- 年末家族懇親会 18:00 ~ 20:30
シェラトン都ホテル大阪 4階 大和の間
- 理事会 16:30 ~ 17:00
シェラトン都ホテル大阪 4階 大和の間
- 食膳 <料理 和洋折衷>

次々週のお知らせ 12月13日(第2例会)

- 卓話 「A patient」
佐々木正治郎会員

先週の記事 11月22日(第4例会)

- 出席報告
出席会員 44名 (内免除会員 13名)
会員総数 55名 (同上 17名)
ゲスト 0名
ビジター 0名
計 44名
ホームクラブ出席率 84.62%

◆ 会長の時間 ◆

先週の金曜日に当クラブ西澤会員のご尊父であり、元会員の西澤正男様(享年85才)がご逝去されました。改めてここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

「他生の縁」

「袖振り合うもたショウの縁」のたショウを若者世代は無論のこと、熟年世代にあってもアンケートを取りますと「多少」が圧倒的に多かったそうです。

正解は「他生」です。辞書には「多生」もありますから、正解とします。「他生」とは、現在の生以外の生を意味しますから、過去及び未来の生のことですし、「多生」は多くの生を言います。袖がちよっと触れ合った程の些細なことも、不思議な程に深い深い縁があるのだから、出会いのご縁を大切にしようと言うのです。「一樹の陰一河の流れを汲むも他生の縁、つまづく石も縁の端くれ」と言います。世知辛い世の中になったとはいえ、「多少の縁」では寂し過ぎるのではないのでしょうか。

◆ 委員会報告 ◆

①親睦・出席委員会報告

親睦・出席委員長 尾崎 巖

本日が年末家族会のお楽しみ抽選会にご協賛いただける商品の締切日となっておりますが、現在多数のご協賛を頂戴しており誠に有難うございます。当日の成功を祈念しております。

②社会奉仕委員会報告

社会奉仕委員長 岡部倫正

本日の例会終了後、大阪府立堺支援学校大手前分校への運動器具の寄贈式をおこないます。集合場所は14:00、2階ロビーにてお待ち合わせをお願いします。

その後の行程ですが、14:00すぎ大手前分校に入り、約50分程、生徒さんの学習発表会をご覧頂き、その後14:45分より寄贈式へと移ります。

昨日、支援学校の会場を下見してきたのですが、構内の多目的ホールを利用している関係上、あまり広くはなく一部のロータリアンの方々には立ち見でお願いするかと存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。また、本日まで参加頂ける会員の皆様の中には写真を写される方がいらっしゃるのであれば、一声私にお声がけお願い致します。

11月はロータリー財団月間です!!

〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

学校、保護者の方から個人情報に関係上、顔は写さないと言われておりますのでご理解の程、宜しくお願い致します。

ちなみに、生徒、保護者の後頭部からの写真はOKです。

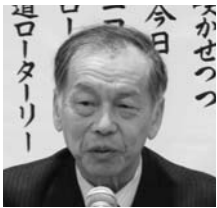
以上、宜しくお願い致します。

卓話

11月22日 <第4例会>

「平成25年度税制改正と今後の税制」

梅崎道夫会員



① 相続税・贈与税の改正点

- 相続税基礎控除の見直しがされます。基礎控除額がこれまでの6割になり、これまで相続税が発生しなかったケースでも相続税の

納税が発生することが出てきます。

- 相続税・贈与税の税率構造も見直され、相続税、贈与税の最高税率は、これまでの50%から55%に引き上げられます。
- 20歳以上の方が、直系尊属(親とか祖父母)から贈与を受けた場合には、若干これまでより贈与税の税率構造が緩やかになります。
- 小規模宅地等の特例では、特定の居住用宅地等の対象面積が拡大され、特定事業用と特定居住用の宅地が相続財産にある場合では、最大730㎡まで評価減を適用することができることとなります。
- 事業承継税制では、事業の承継をさらに容易にするため、適用要件を緩和し、利用しやすい制度に生まれ変わります。
(以上は平成27年1月1日以降の相続に適用されます。)
- 直系尊属から最大1,500万円までの教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が平成25年4月1日から始まっています。
- 国外居住者に対する課税の適正化を図るため、一定額以上の国外財産を有する者に「国外財産調書」の提出が義務づけられました。平成25年度末の財産から調書提出義務が発生します。(提出は来年確定申告時)

② 所得税の改正点

- 平成27年から、課税所得4,000万円超について新しく45%の税率が設けられ、高額所得者の実効税率は住民税込みで、およそ55%になります。
- 消費税の増税に合わせて、平成26年4月1日以

降取得の住宅について、住宅ローン控除が拡充されます。

- 平成28年1月以降、「金融所得課税の一体化」として、公社債等の取り扱いが変わります。また、非上場株式等と上場株式等の譲渡所得との間で認められていた損益通算ができなくなります。

③ 法人税の改正点(平成25年4月1日以降開始事業年度から適用)

- 「投資促進税制」ということで国内で設備投資を増加させた企業に特別償却や税額控除を認める制度が創設されます。また「中小企業の経営改善に向けた設備投資」についても、特別償却、税額控除の制度が設けられました。
- 「研究開発税制」についても、法人税の控除税額の限度が引き上げられます。
- 「雇用促進税制」が拡充されます。
- 交際費の損金不算入制度における中小法人の特例の、定額控除限度額を600万円から800万円に引き上げるとともに、この800万円までの交際費については全額損金算入が認められることになりました。

④ マイナンバー法

今年5月の国会に上程され、共通番号法(マイナンバー法)として成立しました。平成28年からの運用となり、社会保障・税・防災に関連する手続きや事務に限定して使用されることになっています。

にこにこ箱

11月22日(第4例会)

- 皆さんお世話になりました。
今後とも宜しくお願い致します。
池宮会員
- 梅崎さん、卓話宜しくお願いします。
中谷(佳)会員
- 久しぶりの卓話で緊張しています。
梅崎会員
- 岡部(倫)さん、ゴルフデビューおめでとうございます。ゴルフライフを末長く楽しんで下さいね。
三宅会員
- 岡部(倫)会員、ゴルフデビューおめでとう。
因みに私はage shoot達成!!
但し、ハーフですけど(笑)
原田会員

(編集担当 村上(武)・三宅)

会員増強にご協力を!!